

第125回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 HALL & CONFERENCE

目次

第125回 定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株式会社ヤマタネ

証券コード：9305

企業理念

信は万事の本を為す

この言葉はヤマタネグループの創業者である故山崎種二が「人の信用を得ることがすべての基本」との想いから信奉していたものであり、現在ではヤマタネグループの企業理念となっています。いかなる時代になろうとも、人と人との関係、仕事先との関係、そして国際外交の原則など、「信は万事の本を為す」は、あらゆる面に通じる言葉です。創業以来の企業理念を誠実に守りながら、新しい時代が求める企業へ、新しいステージへと、ヤマタネは常に、着実に階段を昇り続けてまいります。

経営理念（山種経営三原則）

分に応じた経営 積み上げ主義 予算経営

ヤマタネグループでは、分をわきまえ、ひとつずつ信頼を積み上げながら、先を見据えた経営を進めていくための心構えとして、「分に応じた経営」「積み上げ主義」「予算経営」の三つの原則を経営理念として掲げています。

パーパス（存在意義）

多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す

当社グループの存在意義は、社員に果敢な行動を起こす勇気を与え、事業活動を通じて豊かな社会の実現に貢献することにあります。創業者の山崎種二が15歳で上京して、丁稚奉公から身を起こし、事業だけでなく学術文化を通じて社会に貢献した志と精神を大切にして、多様な人財が手と手を取り合い、一体となってステークホルダーの期待に応え、価値を提供してまいります。

コーポレートメッセージ

「続く」を支える。

いままでずっと、続いてきた。これからもずっと、続いていく。

「続く」こと、それは当たり前に見えるかもしれませんが。

ただ、私たちは知っています。続けることの難しさを。その裏にある“想い”を。

だから、私たちは今日のお客様のご依頼に応え、明日の理想を共に考えます。

お客様が企業としての成長を目指し、安心して事業を続けられるように、

そして、社会に実りが少しでも増え続けるように。

私たちはいかなる時もパートナーとして、信頼の絆を深め、

プロフェッショナルとして、常に最適な“解”を提供し続けます。

それこそがヤマタネの存在意義であり、期待され、求められる、私たちのあり方です。

お客様と社会と共に一歩、前へ、先へ、まっすぐに歩み続けます。

ヤマタネは、あなたの「続く」を支えます。

(証券コード 9305)

2024年6月3日

(電子提供措置の開始日 2024年5月30日)

株 主 各 位

東京都江東区越中島一丁目2番21号

株式会社ヤマタネ

代表取締役社長 山 崎 元 裕

第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第125回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.yamatane.co.jp/kessan/assembly.html>)



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（ヤマタネ）または証券コード（9305）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいよう、お願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 HALL & CONFERENCE
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第125期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第125期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 議決権行使のお取扱い

- （1）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。
- （2）インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
- （3）インターネット等による議決権行使と書面による議決権行使が重複してなされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、双方が同日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。

- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。

なお、監査等委員会及び会計監査人はこれらの事項も含めて監査を実施しております。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

- ◎ ご送付している書面の項番の記載は電子提供措置事項と同一となっており、一部のページが抜けていますのでご了承ください。

# 議決権行使のご案内

## 株主総会にご出席いただく場合



### ■ 株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

**開催日時** 2024年6月21日（金曜日）午前10時

## 株主総会にご出席いただけない場合



### ■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

**行使期限** 2024年6月20日（木曜日）午後5時30分まで



### ■ 「スマート行使<sup>®</sup>」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

**行使期限** 2024年6月20日（木曜日）午後5時30分まで

### ■ インターネット等による議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社が指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類又は議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2024年6月20日（木曜日）午後5時30分まで

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



# パソコン・スマートフォン によるアクセス手順

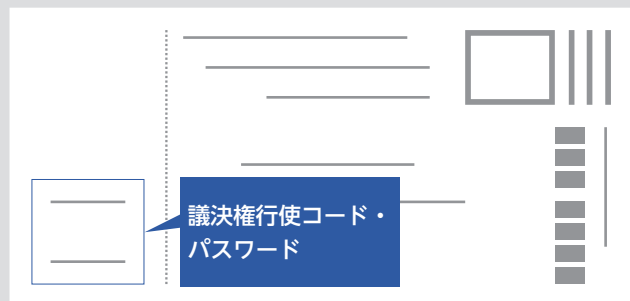
## 議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

スマートフォンまたはタブレット端末を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。



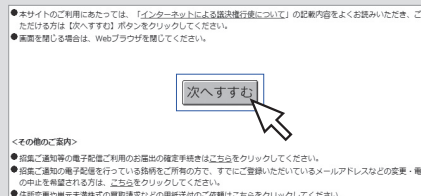
パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社

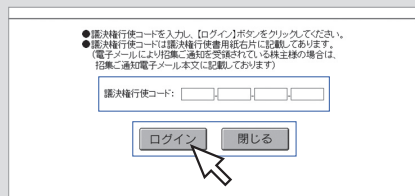
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

**0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

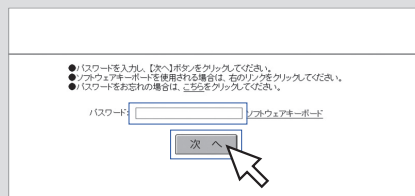
## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス (次へすすむをクリック)



## 2 ログインする (議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し「ログイン」をクリック)



## 3 パスワードの入力 (議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し「次へ」をクリック)



## 4 以降は画面の入力案内に従って賛否 をご入力ください。

### ！ ご注意事項

- インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
- 書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、双方が同日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。



# 「スマート行使<sup>®</sup>」による ご行使

## 1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用  
議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を  
スマートフォンかタブレット端末で読み取ります。  
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト  
画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。



### 各議案について個別に指示する場合

## 3 画面の案内に従って各議案の賛否を ご入力ください

This block shows two screenshots of the voting interface. The first screenshot shows a proposal titled '第1号議案 第〇期剰余金の処分の件' (Proposal 1: Disposition of surplus funds for the 0th period) with '賛成' (Approve) and '反対' (Oppose) buttons. The second screenshot shows a proposal titled '第2号議案 定款一部変更の件' (Proposal 2: Partial amendment of the articles of association) with '賛成' and '反対' buttons. A callout box points to the 'この内容で行使する' (Exercise with this content) button at the bottom of the second screenshot.

### すべての会社提案議案について「賛成」する場合

## 4 確認画面で問題なければ 「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

This block shows a screenshot of the confirmation screen. It displays the 'Smart行使' (Smart行使<sup>®</sup>) logo and the text: '行使受付完了' (Voting reception completed), '20XX/XX/XX 00:00:00 に議決権の行使を受けました。' (Received the exercise of voting rights on 20XX/XX/XX 00:00:00), and '議決権をご行使いただき、ありがとうございました。' (Thank you for exercising your voting rights).

### 【議決権再行使のお手続き方法について】

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と経営の機動力強化を目的に2021年に執行役員制度を導入し、2023年には取締役会の監査・監督機能の強化を目的に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。今般、経営の監督と業務執行の分離をさらに進めるために、定款の一部について次のとおり変更を行うものであります。

##### (1) 社長の選定及び役付取締役に関する変更

最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選定できるよう現行定款第21条の変更を行うものであります。取締役でない社長執行役員が選定されるのは、株主総会で取締役に選任いただくまでの一時的な措置であります。また、取締役会長を除く役付取締役を廃止するための規定の変更も併せて行うものであります。

##### (2) 株主総会の招集権者及び議長に関する変更

上記(1)の変更に伴い、株主総会の招集権者及び議長を定める現行定款第13条の規定についても所要の変更を行うものであります。

##### (3) 取締役会の招集権者及び議長に関する変更

取締役会の監督機能の向上のため、取締役会の招集権者及び議長について、取締役社長から取締役会長に変更し、取締役会長が不在の場合にはその他の取締役が対応することを可能とするため現行定款第23条を変更するものであります。

##### (4) 執行役員の選任等に関する規定の新設

執行役員の選任等に関する規定を変更案第27条のとおり新設するものであります。

##### (5) その他

条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本定時株主総会終結のときを持って効力を生じるものといいたします。

(下線は変更部分を示しております)

| 現 行 定 款          |                                                                                                                         | 変 更 案            |                                                                                                                                                                                      |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 3 章 株主総会       |                                                                                                                         | 第 3 章 株主総会       |                                                                                                                                                                                      |
| 第11条<br>}        | (条文省略)                                                                                                                  | 第11条<br>}        | (現行どおり)                                                                                                                                                                              |
| 第12条             |                                                                                                                         | 第12条             |                                                                                                                                                                                      |
| (招集権者および議長)      |                                                                                                                         | (招集権者および議長)      |                                                                                                                                                                                      |
| 第13条             | 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。<br>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。 | 第13条             | 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき <u>あらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。<br>当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。                                                        |
| 第14条<br>}        | (条文省略)                                                                                                                  | 第14条<br>}        | (現行どおり)                                                                                                                                                                              |
| 第17条             |                                                                                                                         | 第17条             |                                                                                                                                                                                      |
| 第 4 章 取締役および取締役会 |                                                                                                                         | 第 4 章 取締役および取締役会 |                                                                                                                                                                                      |
| 第18条<br>}        | (条文省略)                                                                                                                  | 第18条<br>}        | (現行どおり)                                                                                                                                                                              |
| 第20条             |                                                                                                                         | 第20条             |                                                                                                                                                                                      |
| (代表取締役および役付取締役)  |                                                                                                                         | (代表取締役および役付取締役)  |                                                                                                                                                                                      |
| 第21条             | 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。<br>〈新設〉                                                              | 第21条             | 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。<br>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)または執行役員の内1名を社長とする。</u><br>3 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名を選定することができる。 |
| 第22条             | 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から <u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u><br>(条文省略)           | 第22条             | (現行どおり)                                                                                                                                                                              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>5 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>6 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>7 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>第24条<br/>} (条文省略)</p> <p>第26条</p> | <p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>5 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>6 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>7 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>第24条<br/>} (現行どおり)</p> <p>第26条</p> |
| <p>(新設)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第27条<br/>} (条文省略)</p> <p>第32条</p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条<br/>} (条文省略)</p> <p>第37条</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>(執行役員)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、会社の業務を執行させることができる。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第28条<br/>} (現行どおり)</p> <p>第33条</p> <p>第6章 計算</p> <p>第34条<br/>} (現行どおり)</p> <p>第38条</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |

## 第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、任意で設置された指名・報酬諮問委員会で見識、経験、能力等の要素から取締役として適任であるかどうかを審議されております。監査等委員会としては、指名・報酬諮問委員会の審議結果を踏まえ、指名手続きは適切に行われており、また、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名              |            |    | 当社における地位及び担当                    | 取締役会への<br>出席状況     |
|-----------|-----------------|------------|----|---------------------------------|--------------------|
| 1         | やまざき<br>山崎      | もとひろ<br>元裕 | 再任 | 代表取締役社長（兼執行役員）                  | 100 %<br>(16回/16回) |
| 2         | かわはらだ<br>河原田    | いわお<br>岩夫  | 新任 | 副社長執行役員<br>経営企画担当               |                    |
| 3         | みぞぐち<br>溝口      | けんじ<br>健二  | 新任 | 常務執行役員 経営企画部長<br>不動産事業部・文化事業部担当 |                    |
| 4         | おか<br>岡         | のぶひろ<br>伸浩 | 再任 | 社外 独立                           | 100 %<br>(16回/16回) |
| 5         | いわみ<br>岩見       | ひろゆき<br>博之 | 新任 | 社外 独立                           |                    |
| 6         | いとう<br>伊藤       | ともこ<br>朋子  | 新任 | 社外 独立                           |                    |
| 7         | サミュエル・デビッド・スノディ |            | 新任 | 社外 独立                           |                    |

**社外** は社外取締役候補者を示します。

**独立** は独立役員を示します。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | <p>やま ぎき もと ひろ<br/>山 崎 元 裕</p> <p>再任</p> <p>●生年月日<br/>1963年 4 月 9 日生</p> <p>●所有する当社の株式の数<br/>470,327株</p>                                            | <p>1988年 4 月 当社入社</p> <p>1998年 1 月 当社食品本部長</p> <p>1998年 6 月 当社取締役食品本部長</p> <p>2003年 6 月 当社取締役</p> <p>2005年10月 当社取締役物流本部関西支店長</p> <p>2007年 4 月 当社取締役食品本部長</p> <p>2008年 4 月 当社常務取締役食品本部長</p> <p>2012年 4 月 当社常務取締役管理本部長</p> <p>2012年 6 月 当社代表取締役専務取締役管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当</p> <p>2013年 4 月 当社代表取締役社長</p> <p>2021年 6 月 当社代表取締役社長（兼執行役員）（現在）</p> |
|       | <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>山崎元裕氏は、各部門を経験した後、食品及び管理部門の部門長を歴任し、現在は代表取締役社長として当社の経営を担っております。経営に対する熱意と見識を持ち、リーダーシップを発揮し、その職責を十分に果たしていることから、取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2          | <div> <div>かわ はら だ いわ お</div> <div>河 原 田 岩 夫</div> <div>新任</div> <div>●生年月日<br/>1963年12月26日生</div> <div>●所有する当社の株式の数<br/>3,487株</div> </div> | <div> 1986年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行<br/> 2008年 4 月 同行四国法人営業部長<br/> 2011年 4 月 同行東京中央法人営業第三部長<br/> 2013年 4 月 同行名古屋法人営業第一部長<br/> 2015年 4 月 同行執行役員九州法人営業本部長兼福岡法人営業部長<br/> 2017年 4 月 同行執行役員大阪第一法人営業本部長兼中四国法人営業本部長<br/> 2018年 4 月 同行常務執行役員<br/> ホールセール部門副責任役員（西日本担当）<br/> 中四国法人営業本部長<br/> 株式会社三井住友フィナンシャルグループ<br/> 常務執行役員 ホールセール事業部門事業部門長補佐<br/> 2019年 4 月 同行専務執行役員<br/> ホールセール部門副責任役員<br/> コーポレートバンキング本部長<br/> 株式会社三井住友フィナンシャルグループ<br/> 専務執行役員 ホールセール事業部門副事業部門長<br/> 2021年 4 月 同行専務執行役員<br/> プライベート・アドバイザー本部<br/> トランザクション・ビジネス本部担当<br/> 株式会社三井住友フィナンシャルグループ<br/> 専務執行役員 決算企画部担当<br/> 2022年 5 月 当社副社長執行役員 経営企画担当（現在） </div> |
|            | <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>河原田岩夫氏は、金融機関で培った豊富な知識と経験を有し、現在は副社長執行役員を務めております。これらの経験を活かし、経営全般に対する的確な管理・監督を行えるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                  | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>みぞ ぐち けん じ<br/>溝 口 健 二</p> <p><b>新任</b></p> <p>●生年月日<br/>1963年11月 9 日生</p> <p>●所有する当社の株式の数<br/>4,255株</p>    | <p>1987年 4 月 当社入社</p> <p>2015年 4 月 当社管理本部経理部副部長</p> <p>2016年 4 月 当社管理本部経理部長</p> <p>2020年 6 月 当社取締役管理本部経理部長</p> <p>2021年 6 月 当社上席執行役員管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当</p> <p>2022年 4 月 当社上席執行役員経営企画部長 不動産事業部・文化事業部担当</p> <p>2024年 4 月 当社常務執行役員経営企画部長 不動産事業部・文化事業部担当（現在）</p>                                                                                                                                   |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>溝口健二氏は、物流、食品、経理及び管理部門を経験し、現在は常務執行役員経営企画部長を務めております。業務執行に関する豊富な経験を活かし、経営全般に対する的確な管理・監督を行えるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>                                                                                                                   |                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>おか のぶ ひろ<br/>岡 伸 浩</p> <p><b>再任 社外 独立</b></p> <p>●生年月日<br/>1963年 4 月 5 日生</p> <p>●所有する当社の株式の数<br/>5,956株</p> | <p>1993年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会）<br/>梶谷綜合法律事務所入所</p> <p>1997年 4 月 竹川・岡法律事務所設立</p> <p>2004年10月 竹川・岡・吉野法律事務所設立</p> <p>2012年 4 月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授（現在）</p> <p>2013年10月 岡綜合法律事務所設立（代表）（現在）</p> <p>2015年 6 月 当社取締役（現在）</p> <p>2019年 3 月 博士（法学・中央大学）</p> <p>2024年 4 月 第一東京弁護士会副会長</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;</p> <p>岡綜合法律事務所代表</p> <p>慶應義塾大学大学院法務研究科教授</p> <p>花王株式会社社外監査役</p> <p>花王グループカスタマーマーケティング株式会社監査役</p> |
| <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>岡伸浩氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営全般に対する監督及び助言やコーポレート・ガバナンスの向上のための助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p> |                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                               | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5                                                                                                                                                       | <div> <div> <div>いわみひろゆき</div> <div>岩見博之</div> </div> <div> <div>新任</div> <div>社外</div> <div>独立</div> </div> <div> <div>●生年月日</div> <div>1954年 4 月 7 日生</div> </div> <div> <div>●所有する当社の株式の数</div> <div>0 株</div> </div> </div> | <div> 1979年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行<br/> 1999年10月 同行日本橋法人第三部長<br/> 2002年 6 月 同行法人業務部外国業務推進室長<br/> 2002年12月 同行外国業務部長<br/> 2004年 4 月 同行ソウル支店長<br/> 2007年 4 月 同行執行役員 本店営業第三部長<br/> 2010年 4 月 同行常務執行役員<br/> 2010年 7 月 同行常務執行役員 欧州本部長兼欧州三井住友銀行社長<br/> 2013年 8 月 同行常務執行役員 欧州三井住友銀行 副会長<br/> 2014年 5 月 SMBC日興証券株式会社 顧問<br/> 2014年 8 月 同社常務執行役員 事業法人・投資銀行副統轄<br/> 2015年 1 月 同社専務取締役 事業法人・投資銀行統轄<br/> 2017年 7 月 株式会社日本経済新聞社Special Executive Officer<br/> 2024年 6 月 同社Special Executive Officer退任予定 </div> |
| <div> [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]<br/> 岩見博之氏は、金融機関で培った豊富な国際経験と経営に関する高い見識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。 </div> |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

| 候補者番号                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                                                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6                                                                                                                                                 | <p>いとうともこ<br/>伊藤朋子</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>●生年月日<br/>1956年 9 月11日生</p> <p>●所有する当社の株式の数<br/>0 株</p> | <p>1979年 4 月 株式会社市況情報センター（現株式会社Q U I C K）<br/>入社</p> <p>2001年 3 月 同社秘書室部長</p> <p>2003年 3 月 同社社長室秘書部長</p> <p>2005年 4 月 同社総務本部教育・研修部長</p> <p>2010年 3 月 同社総務本部長補佐兼教育・研修部長</p> <p>2011年 3 月 同社カスタマーサポート本部長</p> <p>2013年 3 月 同社取締役カスタマーサポート本部長</p> <p>2015年 1 月 同社取締役カスタマーサポート本部長<br/>業務改革推進担当補佐</p> <p>2016年 3 月 同社常務取締役カスタマーサポート本部長<br/>業務改革推進担当補佐</p> <p>2016年 4 月 同社常務取締役人財・総務・労務担当<br/>業務改革推進担当補佐</p> <p>2017年 4 月 同社常務取締役 StepUp推進統括<br/>人財・総務・労務担当 業務改革推進担当補佐</p> <p>2018年 1 月 同社常務取締役 StepUp推進統括<br/>人財・総務・労務担当</p> <p>2018年 3 月 同社常務取締役 人財・総務・労務、StepUp推<br/>進統括</p> <p>2019年 1 月 同社常務取締役 ひとづくり・労務統括</p> <p>2019年 3 月 同社専務取締役 ひとづくり・労務担当</p> <p>2021年 3 月 同社顧問 人財担当</p> <p>2024年 3 月 同社顧問退任</p> |
| <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>伊藤朋子氏は、労務や人事・人財開発に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7         | <p>サミュエル・デビッド・スノディ</p> <p><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>●生年月日<br/>1968年 1 月20日生</p> <p>●所有する当社の株式の数<br/>0 株</p> | <p>1991年 4 月 SG ウォーバーク、東京保険アナリスト</p> <p>1992年 8 月 ジャーディン・フレミング、東京金融アナリスト</p> <p>1996年 1 月 ワンガーアセットマネジメント、シカゴ・日本中小<br/>型株ファンドマネージャー</p> <p>1998年 2 月 ソロス・ファンド・マネジメント、東京日本代表者</p> <p>1999年 6 月 タイガーマネジメント合同会社、東京取締役社長</p> <p>2000年 7 月 スピードウェル・アドバイザーズ株式会社、東京日<br/>本代表者</p> <p>2005年12月 スピードウェル株式会社 東京代表取締役</p> <p>2011年 1 月 Nezu Asia Capital Management LLC、ニューヨ<br/>ーク業務執行社員</p> <p>2024年 1 月 根津 アジア キャピタル リミテッド、ファンドマネ<br/>ージャー（現在）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>根津 アジア キャピタル リミテッド、ファンドマネージャー</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]<br/>サミュエル・デビッド・スノディ氏は、大手投資会社日本法人代表を歴任し、長年にわたる日本株投資に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡仲浩氏、岩見博之氏、伊藤朋子氏及びサミュエル・デビッド・スノディ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岡仲浩氏及びサミュエル・デビッド・スノディ氏の兼職先である各会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 岡仲浩氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり再選された場合、引続き独立役員となる予定であります。また、岩見博之氏、伊藤朋子氏及びサミュエル・デビッド・スノディ氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員候補者として届け出ており、原案どおり選任された場合は、新たに独立役員となる予定であります。
5. 岡仲浩氏は、2015年6月24日開催の第116回定時株主総会で当社取締役を選任されており、就任しからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって9年となります。
6. 当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定に基づき、岡仲浩氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しており、原案どおり再選された場合には、引続き本契約を締結する予定であります。また、岩見博之氏、伊藤朋子氏及びサミュエル・デビッド・スノディ氏が原案どおり選任された場合、3氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、当社及び一部を除く連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2024年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年6月21日開催の当社第124回定時株主総会において、月額32百万円以内（うち社外取締役分6百万円。使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を年額50百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.5%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は5%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告41頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、22頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案につきましては、任意で設置された指名・報酬諮問委員会で役割と職責にふさわしい水準となっているか、業績及び企業価値の向上に対する適切な動機付けとなっているかなどについて審議されております。監査等委員会としては、指名・報酬諮問委員会の審議結果を踏まえ、決定手続きは適切に行われており、本議案の内容は妥当であると判断しております。

## 記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

譲渡制限付株式の割当ては、当社取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

- ①対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）
- ②対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

（1）無償交付の場合

無償交付の場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しないが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにする。

また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割当てる。

（2）現物出資交付の場合

現物出資交付の場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の総数55,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が、譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付

株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会で本議案が承認されることを条件に、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、取締役会が定める当社の執行役員及び当社子会社の取締役（非常勤取締役を除く。）に対し、割当てる予定です。

以上

## 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

### 1. 役員報酬の基本的な考え方

当社の役員報酬については、持続的な企業価値向上をめざす当社役員の役割及び職責に相応しい報酬とすること、指名・報酬諮問委員会による審議を経ることにより客観性及び独立性を確保することを基本的な考え方としております。

### 2. 報酬の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議により報酬総額を決定しております。また、「役員規程」において役員報酬については、「役員報酬規程」により定めることとしております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会においてその報酬案を審議し取締役会へ答申した後、取締役会で決定しております。各監査等委員である取締役の報酬額は、「役員報酬規程」において定める標準報酬を参考に監査等委員会の決議により決定しております。

### 3. 報酬体系

- (1) 業務執行取締役の報酬については、「役員報酬規程」において、定額である標準報酬部分と業績連動報酬部分、定性評価報酬部分、金銭報酬の中から一定の額を役員持株会を通じて自社株式購入に充当する部分、さらに、譲渡制限付株式報酬部分の5区分としております。また、標準報酬額は役員の役位あるいは兼務する執行役員の役位ごとに決定しております。業績連動報酬額は標準報酬額の10%を限度とし、各担当の業績に応じて標準報酬額に加算減算しております。会長、社長、副社長及び管理部門役員は連結経常利益をベースに、営業部門役員は担当部門の営業利益をベースに前年度業績と比較し一定割合を業績と連動し決定しております。定性評価報酬は標準報酬額の5%を限度とし、各担当の定性評価に応じて加算減算しております。また、役員持株会を通じた自社株式購入部分は、標準報酬額の6%程度であり、譲渡制限付株式報酬部分は標準報酬額の5%程度とし、企業価値向上により株価上昇をめざすインセンティブとしております。
- (2) 非常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、「役員報酬規程」において定める標準報酬に基づき、会社への貢献度等を総合的に勘案し決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできることとしております。
- (3) 監査等委員である取締役の報酬については、「役員報酬規程」において定める標準報酬を参考にして、監査等委員会において決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、

業績連動報酬は支給しておりません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできることとしております。

#### 4. 報酬支払時期

取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会にて、監査等委員である取締役については監査等委員会の決議により決定された年間支給額を12等分した額を毎月支払うこととしております。

## 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では、コーポレートガバナンスに関する基本方針において、取締役会の構成や役員の指名方針について定めております。

取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務執行の監督を行うため、豊富な業務経験を有している業務執行取締役と独立性を有し客観性を持つ独立社外取締役により、適切な意思決定や監督ができる体制としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者としております。業務執行取締役は、会社の業態をよく理解するとともに豊富な業務経験を有し、取締役会の構成員として、会社の重要な業務執行を決定するのに十分な判断力を有している者としております。独立社外取締役は、企業経営、リスク管理、法令遵守、財務・会計等のいずれかの分野において高い見識や豊富な経験を有し、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者としております。

監査等委員である取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、必要な財務・会計及び法務に関する知識を有する者としております。

当社の経営戦略に照らして、取締役として必要なスキルは、企業経営、営業、事業戦略・M&A、財務・会計、人事・人財育成、ESG・サステナビリティ、法務・リスク管理、事業革新・DX、国際と考えております。第2号議案が原案のとおり承認された場合における各取締役の知識・経験を有する分野は以下のとおりです。

### <スキル・マトリックス>

| 氏 名<br>地 位 及 び 担 当               | 知識・経験を有する分野 |     |            |              |                  |                            |                    |         |     | 属性         |            | 知識・経験を有する分野に○を付けた主な理由            |
|----------------------------------|-------------|-----|------------|--------------|------------------|----------------------------|--------------------|---------|-----|------------|------------|----------------------------------|
|                                  | 企 業<br>経 営  | 営 業 | 事業戦略・M & A | 財 務<br>・ 会 計 | 人 事<br>・ 人 財 育 成 | E S G<br>・ サ ス テ ナ ビ リ テ ィ | 法 務<br>・ リ ス ク 管 理 | 事業革新・DX | 国 際 | 指名・報酬諮問委員会 | 独 立<br>役 員 |                                  |
| 山 崎 元 裕<br>代 表 取 締 役 会 長         | ○           | ○   | ○          |              | ○                | ○                          | ○                  | ○       |     | ○<br>委員    |            | ・ 当社物流部門・食品部門・管理部門担当役員の経験        |
| 河原田 岩 夫<br>代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 | ○           | ○   | ○          | ○            | ○                | ○                          | ○                  | ○       |     | ○<br>委員    |            | ・ 当社経営企画担当役員の経験<br>・ 大手金融機関役員の経験 |
| 溝 口 健 二<br>取 締 役 常 務 執 行 役 員     | ○           |     | ○          | ○            |                  | ○                          | ○                  |         |     |            |            | ・ 当社管理部門・経営企画部門担当役員の経験           |
| 岡 伸 浩<br>取 締 役 (社 外)             |             |     | ○          |              | ○                | ○                          | ○                  | ○       |     | ○<br>委員長   | ○          | ・ 弁護士<br>・ 慶應義塾大学法科大学院法務研究科教授    |
| 岩 見 博 之<br>取 締 役 (社 外)           | ○           | ○   | ○          | ○            | ○                |                            |                    |         | ○   | ○<br>委員    | ○          | ・ 大手金融機関役員の経験                    |
| 伊 藤 朋 子<br>取 締 役 (社 外)           | ○           |     | ○          |              | ○                | ○                          | ○                  | ○       |     | ○<br>委員    | ○          | ・ 大手金融情報サービス会社役員の経験              |
| サミュエル・デッド・スノデイ<br>取 締 役 (社 外)    | ○           | ○   | ○          | ○            | ○                |                            |                    | ○       | ○   | ○<br>委員    | ○          | ・ 投資顧問会社役員の経験                    |
| 土 屋 修<br>取 締 役 (常勤監査等委員)         | ○           |     |            | ○            |                  |                            | ○                  |         |     |            |            | ・ 当社経理部門担当役員の経験                  |
| 内 藤 潤<br>取 締 役 (監査等委員・社外)        |             |     | ○          |              | ○                | ○                          | ○                  |         |     |            |            | ・ 弁護士                            |
| 太 田 律 子<br>取 締 役 (監査等委員・社外)      |             |     |            | ○            | ○                | ○                          | ○                  |         |     | ○<br>委員    | ○          | ・ 税理士<br>・ 東京国税局部長の経験            |

(注) 1.上記「地位及び担当」の記載内容のうち各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者については、本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。

2.本マトリックスは各氏の有するすべての知識・経験等を表すものではありません。

以 上

# 事業報告

(2023年4月1日から)  
(2024年3月31日まで)

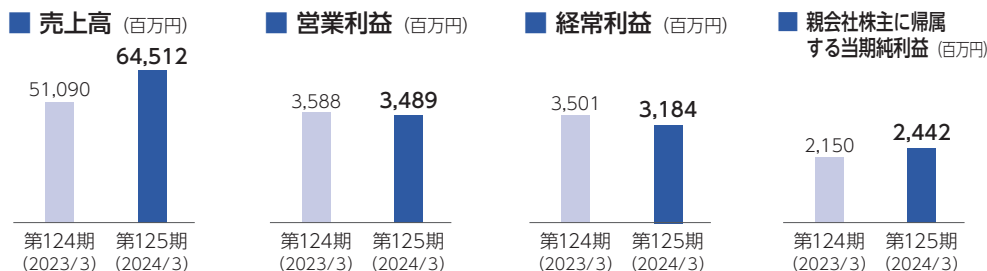
## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5月より5類へ移行され、社会経済活動の正常化が進み景気は緩やかに回復いたしました。一方で、エネルギー価格や資源価格の高騰等による国内物価上昇の影響等、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下におきまして、当社グループの経営成績は、物流部門では、海外引越の取扱いが前期を上回って推移し、食品部門においてもコメ卸売販売業では販売数量が増加いたしました。また、「物流と食の流通を通じ、より豊かな社会づくりにチャレンジしていく」という長期ビジョンに基づき昨年10月に実施したM&Aにより100%連結子会社となった株式会社ショクカイ（以下、「ショクカイ」という。）の業績が予定どおり堅調に推移し連結業績に大きく寄与することとなりました。この結果、売上高は645億12百万円（前年同期比26.3%増）となりました。営業利益は、ショクカイの業績が概ね計画通りに推移し寄与しましたが、人件費の増加、物流部門における外注コストの増加、また、M&Aに伴う費用計上等があり34億89百万円（同2.8%減）となりました。経常利益は、印西精米センターでの補助金収入はありましたが、M&Aに伴うシンジケートローン手数料の計上等もあり、31億84百万円（同9.0%減）となりました。一方で親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産除却損等の計上はありましたが、さいたま市岩槻区に保有していた遊休不動産の売却による固定資産売却益や投資有価証券売却益等により24億42百万円（同13.6%増）となり、ROEは5.1%となりました。

なお、中期経営計画「ヤマタネ2025プラン」の2年目となる当連結会計年度において、当中期経営計画の最終年度の財務目標の内、売上高、営業利益、EBITDA、ROEの各項目の計数目標を達成いたしました。

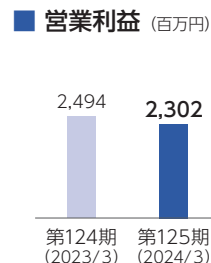
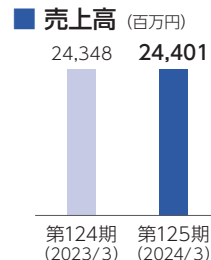


## [部門別営業の状況]

### 物流部門

物流業界におきましては、社会経済活動の正常化が進む一方で、物価上昇に伴い消費関連貨物の輸送量は前年並みの水準となり、生産関連、建設関連貨物は前年を下回り、通年では国内貨物の総輸送量は減少いたしました。また、国際貨物は円安の進行を受け輸出貨物輸送量は回復したものの、輸入貨物輸送量は減少し総輸送量も減少いたしました。

このような状況下で、物流部門におきましては、国内物流では、社会経済活動の正常化が進む中で、前期に見られた荷主が安定的な供給体制確保のため保管在庫を増加させる傾向は縮小し、倉庫事業における入庫トン数は前期を下回りました。一方で、国際業務においては、海外引越を中心として取扱件数は前年同期を上回り堅調に推移しました。この結果、売上高は244億1百万円（前期比0.2%増）となりましたが、コスト面において、庸車費用や外注作業費用等が増加する状況となり、営業利益は23億2百万円（同7.7%減）となりました。

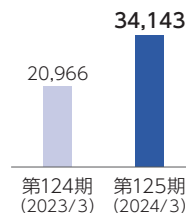


## 食品部門

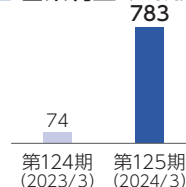
コメ流通業界におきましては、令和5年産米において各都道府県の定めた「生産の目安」は達成されましたが、夏場の猛暑の影響もあり供給量は減少しました。また、生産資材や燃料価格の上昇により生産者に支払われる概算金も上昇いたしました。加えて、社会経済活動の正常化が進む中で外食需要は回復傾向となり、需給の引き締まりにより、取引価格は上昇いたしました。

このような状況下で、食品部門では、コメ卸売販売業においては、中食や外食向けを中心に需要の復調が続いたことから、精米販売は、量販店向け販売、外食向け販売共に前年同期を上回って推移し、71千玄米トン（前年同期比14.5%増）となりました。一方で、玄米販売は、米価上昇で市場流通量が減少した影響を受け、21千玄米トン（同11.4%減）となり、総販売数量は92千玄米トン（同7.2%増）となりました。また、昨年10月より100%連結子会社となった加工食品卸売業のショクカイは、産業給食事業向け及びデリカ事業向け卸売販売共に堅調に推移しました。この結果、売上高は341億43百万円（前年同期比62.9%増）となりました。営業利益は、コメ卸売販売業において、販売が堅調に推移したことに加え、印西精米センターでの太陽光発電システム活用による動力費の抑制や同センターの減価償却費の費用減等の要因もあり増益となり、更にショクカイの業績が概ね計画通りに推移して寄与したことから、7億83百万円（同949.6%増）となりました。

### ■ 売上高 (百万円)



### ■ 営業利益 (百万円)



## 情報部門

情報サービス業界におきましては、クラウド、セキュリティ関連への投資等、半導体不足で停滞していたＩＴ投資案件の再開や大手企業を中心としたデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創造、経営環境の改善を目的としたデジタルシフト案件が増加し、また、電子帳簿保存法やインボイス制度等法改正へのシステム対応等、各企業のＩＴ投資は増加する状況となりました。

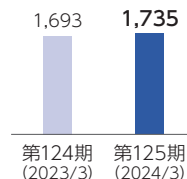
このような状況下で、情報部門におきましては、棚卸機器レンタル事業においては、モバイルアプリによるサービスへの転換を進めましたが、顧客の店舗削減等の影響を受けて売上高は減少することとなりました。一方で、常駐型ビジネスでは汎用機基盤の開発や運用業務の新規獲得、拡大等があり、また、顧客のインボイス対応へのシステム開発請負案件等もあり、部門全体の売上高は17億35百万円（前期比2.4％増）となり、営業利益は1億9百万円（同6.5％増）となりました。

## 不動産部門

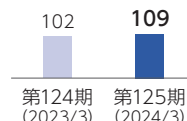
不動産業界におきましては、社会経済活動の正常化が進む中、都市部を中心とした地価の上昇が地方に波及し、特に半導体工場誘致などがなされた地域においては急激な地価上昇も見受けられ、公示地価は全国的に用途を問わず3年連続で上昇しました。一方で、賃貸オフィスビル市場は、在宅勤務の浸透や新築ビルの供給増から、空室率は大きく上昇すると見込まれていましたが、オフィスビル需要は底堅く、空室率の上昇傾向は下半期に入り収まり横ばいで推移いたしました。

このような状況下で、不動産部門におきましては、期中に一部テナントの退去はありましたが、テナント誘致を積極的に進めることにより高稼働率を維持いたしました。また、新規賃貸不動産を取得したこともあり、売上高は42億32百万円（前期比3.7％増）となりました。営業利益はK A B U T O O N E の不動産取得税が減少したこと等により20億58百万円（同1.0％増）となりました。

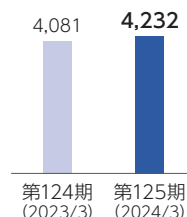
### 売上高 (百万円)



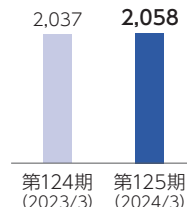
### 営業利益 (百万円)



### 売上高 (百万円)



### 営業利益 (百万円)



## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は106億9百万円であります。その主なものは、不動産部門での東京都江東区での賃貸ビル購入資金26億34百万円、物流部門での神奈川県横浜市本牧埠頭の新倉庫建設資金13億34百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

株式会社ショクカイの全株式取得資金及び株式会社ショクカイの借入金返済のための貸付資金として、銀行借入により100億円を調達いたしました。また、第3回無担保社債の償還資金として、グリーンボンドによる第5回無担保社債発行により70億円を調達いたしました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

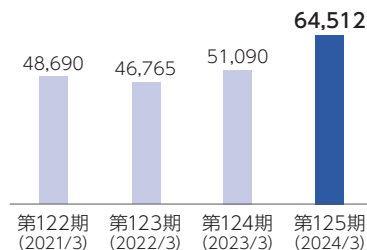
## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2023年10月2日付で株式会社ショクカイの全株式を取得し子会社化しております。

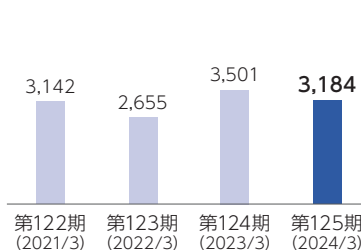
## (8) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                    | 第122期<br>(2021年3月期) | 第123期<br>(2022年3月期) | 第124期<br>(2023年3月期) | 第125期<br>(当連結会計年度<br>(2024年3月期)) |
|------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 営 業 収 益 (百万円)          | 48,690              | 46,765              | 51,090              | 64,512                           |
| 経 常 利 益 (百万円)          | 3,142               | 2,655               | 3,501               | 3,184                            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)  | 2,042               | 1,832               | 2,150               | 2,442                            |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 197.86              | 177.53              | 208.27              | 237.50                           |
| 純 資 産 (百万円)            | 42,923              | 45,558              | 47,878              | 56,006                           |
| 総 資 産 (百万円)            | 123,279             | 123,425             | 126,188             | 153,687                          |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)     | 3,900.13            | 4,127.33            | 4,321.59            | 5,063.89                         |

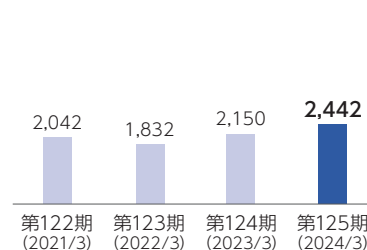
■ 営業収益 (百万円)



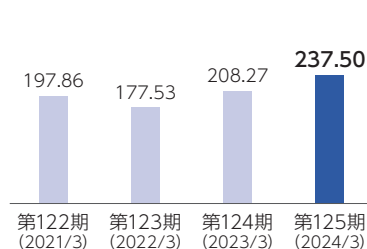
■ 経常利益 (百万円)



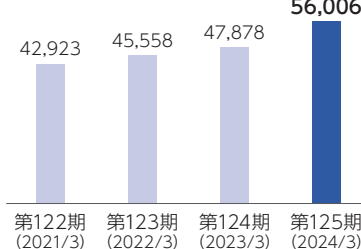
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



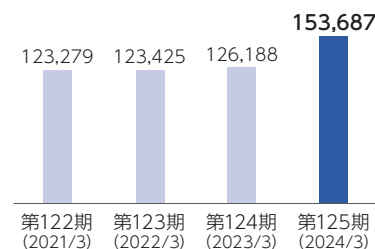
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 純資産 (百万円)



■ 総資産 (百万円)



## (9) 対処すべき課題

今後を展望いたしますと、国内の雇用、所得環境の改善はみられるものの、世界的なエネルギー価格や資源価格の高騰等や急激な円安の進行による国内物価の上昇等、日本経済の先行きは不透明な状況にあります。

そのような状況下で、当社グループは、中期経営計画「ヤマタネ2025プラン」の最終年度にあたる2025年3月期に創業100周年を迎えます。当中期経営計画ではスローガンを「創業100周年に向け豊かな社会づくりにチャレンジしていく」とし、実行にあたっての方針を

- ①事業活動を「チャレンジ領域」と「コア事業領域」に分け、経営資源を適切に配分し規模を最適化することにより効果的な業務推進を実施する
  - ②環境に配慮した事業活動を推進し、社会に安心と安全、効率性を提供する
  - ③これまで築いてきた資本（財務、製造、知的、人的、社会関係、自然）を基盤に、長期的な展望に基づいた事業展開を行う
- としております。

中期経営計画の最終年度にあたる2025年3月期では、創業100周年を迎えるにあたり、改めて創業当時のエネルギーに思いをはせ、次の100年に向けてチャレンジ精神溢れる企業文化の醸成を目指してまいります。

当社グループのパーパス（存在意義）である「多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す」を実現すべく、個性溢れる一人一人の社員が、自由に意見を発信し、チャレンジ出来る職場環境を作るとともに、社会貢献を事業活動の中心に据え、コア事業の強化とチャレンジ領域の拡大を図ってまいります。

その結果として、企業価値の極大化を図り、社員のエンゲージメント向上、株価向上を目指してまいります。

更なる企業価値向上へ向けて、「チャレンジ領域」の取組の加速、「コア事業領域」の強化を実現すべく事業戦略部を中心に、新規ビジネスに関連したM&Aや業務提携等の検討を行い、着実に推進してまいります。昨年10月に100%連結子会社となったショクカイとのシナジー創出に向け更に検討を進めてまいります。本社が所在する越中島開発計画につきましても、本年4月に新設した越中島開発推進室を中心に都市開発やCRE戦略機能を持つ外部専門業者と連携しながら来年度のグランドビジョン公表に向け、CRE戦略の観点を持って経済的価値と社会的価値を両立する開発計画の検討を推進してまいります。さらに、経営戦略の実行をより確実にするため、グループ全社員を対象とした譲渡制限付株式報酬制度の導入、人財育成のための充実した研修制度の構築、外部人財の積極的な登用、エンゲージメン

ト向上への取組等、人的資本投資を拡充してまいります。

また、長期ビジョンの達成に向け、来年度から始まる次期中期経営計画も検討してまいります。次期中期経営計画につきましては、その内容が確定しましたら速やかに公表いたします。

2024年度の経営の基本方針及び重点方針と取組施策は下記のとおりであります。

#### <基本方針>

創業100周年を迎えるにあたり、改めて創業当時のエネルギーに思いをはせ、次の100年に向けてチャレンジ精神溢れる企業文化の醸成を目指します。

当社グループのパーパス（存在意義）は、「多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す」です。個性溢れる一人一人の社員が、自由に意見を発信し、チャレンジ出来る職場環境を作っていきます。社会貢献を事業活動の中心に据え、コア事業の強化とチャレンジ領域の拡大を図ります。

その結果として、企業価値の極大化を図り、社員のエンゲージメント向上、処遇改善、株価向上を目指します。

## &lt;重点方針&gt;

|     | 重 点 方 針                   | 取 組 施 策                                                                                                                                                                                             |
|-----|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 100周年事業の推進                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パーパス実現に向けた社内の活性化</li> <li>・ 100周年記念式典の成功</li> <li>・ グループ社員全員を巻き込んだ企画運営</li> </ul>                                                                          |
| (2) | パーパス経営の推進                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大切にすべき価値観（バリュー）の共有</li> <li>・ 心理的安全性の確保</li> <li>・ 目指すべき姿の共有</li> <li>・ 人事体制の見直し</li> <li>・ 社内コミュニケーション活性化</li> <li>・ チャレンジを評価する仕組み作り</li> </ul>           |
| (3) | 企業価値向上に向けた取組              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的資本投資の拡充</li> <li>・ コアビジネス領域の強化</li> <li>・ チャレンジ領域への積極的取組</li> <li>・ 越中島開発プロジェクトの推進</li> <li>・ グループ経営の強化</li> <li>・ 社会課題解決型企业への挑戦</li> </ul>              |
| (4) | 中期経営計画2025の達成と次期中期経営計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2025年3月期：売上高565億円、営業利益32億円、E B I T D A 66億円の達成</li> <li>・ 株式市場を意識した中期経営計画の策定</li> <li>・ PDCAサイクルを徹底できる中期経営計画策定</li> <li>・ 中期経営計画策定プロジェクトの効率的な推進</li> </ul> |
| (5) | D X 推進                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理業務の統合・効率化の推進</li> <li>・ 会議時間・報告書類の半減</li> <li>・ デジタル推進本部への経営資源投入</li> <li>・ WMS導入の推進</li> </ul>                                                          |

## 【その他の対処すべき課題】

### ①サステナビリティ経営の取り組みと推進

当社グループでは創業以来、「信は万事の本を為す」に則り、社業を通じて豊かな社会の実現に貢献することを企業理念としております。また、2019年度より、コーポレートメッセージとして“「続く」を支える。”を掲げ、全てのステークホルダーの持続的成長を更に推進していくため、「サステナビリティ方針」を制定しております。

当社グループは、事業活動に伴う社会的責任やSDGs達成へ向けた貢献を意識し、ESG（環境、社会、ガバナンス）に関連する課題に対して2030年に向けた目標を設定しその実現に向け、事業活動を通じたサステナビリティ経営の取り組みを推進してまいります。なお、その概要につきましては当社ホームページの「サステナビリティ」ページにおいて開示しておりますのでご参照ください。

### ②内部統制システムの整備

会社法に対応して「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定し、毎期、内部統制システムの運用状況について検証を行っております。なお、その概要につきましては当社ホームページにおいて「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」として開示しておりますのでご参照ください。今後も内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

### ③コーポレートガバナンス・コードへの対応

コーポレートガバナンス・コードに対応して「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。本コードに掲げられた各原則の実施状況について検証を行い、「コーポレートガバナンス報告書」にて開示しております。今後もコーポレートガバナンスの整備に努めてまいります。

人々の価値観や社会の風潮が大きく変わりつつある環境において、2024年に迎える創業100周年、さらには次の100年を見据え、“「続く」を支える。” 企業として常に皆様とともに成長し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

| 会 社 名                 | 資本金       | 議決権比率      | 主要な事業内容         |
|-----------------------|-----------|------------|-----------------|
| 株式会社ヤマタネロジスティクス       | 百万円<br>10 | %<br>100.0 | 主に当社の貨物運送業務受託   |
| 株 式 会 社 シ ン ヨ ウ ・ ロ ジ | 20        | 100.0      | 貨物運送業           |
| 株式会社ヤマタネロジワークス        | 26        | ※ 100.0    | 主に当社の保管・荷役業務受託  |
| 株 式 会 社 シ ョ ク カ イ     | 90        | 100.0      | 加工食品卸売販売        |
| 株式会社ヤマタネシステムソリューションズ  | 150       | 100.0      | 情報処理サービス業       |
| 山 種 不 動 産 株 式 会 社     | 400       | 69.5       | 不動産業            |
| 株式会社ヤマタネエキスパート        | 10        | 100.0      | 主に当社の物流業・製造業務受託 |

(注) ※印は間接所有の議決権を含んでおります。

当社の連結対象会社は、上記記載の7社であります。

上記の重要な子会社7社を含む連結営業収益は64,512百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,442百万円であります。

## (11) 主要な事業内容

| 事 業           | 事 業 内 容                     |
|---------------|-----------------------------|
| 物 流 関 連 事 業   | 倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業           |
| 食 品 関 連 事 業   | 主要食糧卸売販売業、加工食品卸売販売業         |
| 情 報 関 連 事 業   | 情報機器のソフトウェア開発・販売及び情報処理サービス業 |
| 不 動 産 関 連 事 業 | 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理            |

(12) 主要な事業所

| 事業          |         | 会社名及び所在地                       |          |
|-------------|---------|--------------------------------|----------|
| 当<br>社      | 本店      | 東京都（江東区）                       |          |
|             | 物流関連事業  | 物流本部 関東支店（東京都江東区）、関西支店（兵庫県神戸市） |          |
|             | 食品関連事業  | 食品本部（東京都江東区）                   |          |
|             | 不動産関連事業 | 不動産事業部（東京都江東区）                 |          |
| 子<br>会<br>社 | 物流関連事業  | 株式会社ヤマタネロジスティクス                | 東京都（江東区） |
|             | 物流関連事業  | 株式会社シンヨウ・ロジ                    | 千葉県（千葉市） |
|             | 物流関連事業  | 株式会社ヤマタネロジワークス                 | 東京都（江東区） |
|             | 食品関連事業  | 株式会社ショクカイ                      | 東京都（台東区） |
|             | 情報関連事業  | 株式会社ヤマタネシステムソリューションズ           | 東京都（江東区） |
|             | 不動産関連事業 | 山種不動産株式会社                      | 東京都（中央区） |
|             | 全社共通    | 株式会社ヤマタネエキスパート                 | 東京都（江東区） |

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分    | 従業員数  | 前期末比増・減（△） |
|---------|-------|------------|
| 物流関連事業  | 676 名 | △5 名       |
| 食品関連事業  | 115   | 61         |
| 情報関連事業  | 118   | △21        |
| 不動産関連事業 | 25    | 2          |
| 全社（共通）  | 59    | 33         |
| 合計      | 993   | 70         |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 全社（共通）は、総務、経理、経営企画、事業戦略、デジタル推進等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増・減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|---------|--------|--------|
| 362名 | 27名     | 40歳9ヶ月 | 14年5ヶ月 |

(注) 従業員数は就業人員であります。

#### (14) 主要な借入先及び借入額

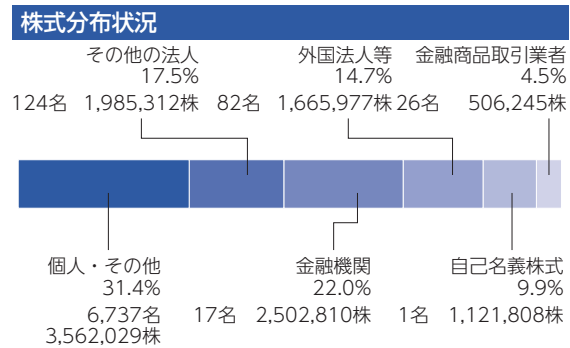
| 借入先            | 借入額    |
|----------------|--------|
| 株式会社三井住友銀行     | 24,481 |
| 株式会社三菱UFJ銀行    | 6,721  |
| 株式会社三十三銀行      | 5,441  |
| 農林中央金庫         | 4,533  |
| 株式会社横浜銀行       | 2,765  |
| 株式会社あおぞら銀行     | 1,583  |
| 横浜市            | 1,410  |
| 三井住友信託銀行株式会社   | 1,283  |
| 株式会社みなと銀行      | 500    |
| 株式会社きらばし銀行     | 481    |
| 株式会社りそな銀行      | 300    |
| 株式会社商工組合中央金庫   | 291    |
| 日本政策金融公庫       | 247    |
| 株式会社千葉銀行       | 139    |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 20     |

#### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式総数（自己株式を含む） 11,344,181株
- (3) 株主数 6,987名



### (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株主名                                                                                                                | 持株数     | 持株比率  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                                                                            | 1,206千株 | 11.8% |
| 株式会社三井住友銀行                                                                                                         | 514     | 5.0   |
| 山崎元裕                                                                                                               | 470     | 4.6   |
| THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C8221-623793 | 462     | 4.5   |
| PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP.                                                                                     | 437     | 4.3   |
| SMBC日興証券株式会社                                                                                                       | 311     | 3.0   |
| 清水建設株式会社                                                                                                           | 300     | 2.9   |
| ヤマタネ従業員持株会                                                                                                         | 297     | 2.9   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                                                                                 | 282     | 2.8   |
| 東京海上日動火災保険株式会社                                                                                                     | 274     | 2.7   |

- (注) 1. 当社は自己株式1,121,808株を保有しております。なお、持株比率は当該自己株式を発行済株式総数から控除して算出しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況

| 氏 名     | 地 位                           | 担当及び重要な兼職の状況                                                                      |
|---------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 山 崎 元 裕 | 取 締 役 社 長<br>(代 表 取 締 役)      | 執行役員                                                                              |
| 角 田 達 也 | 取 締 役 副 社 長<br>(代 表 取 締 役)    | 執行役員                                                                              |
| 鈴 木 康 道 | 取 締 役 副 社 長<br>(代 表 取 締 役)    | 執行役員<br>株式会社ヤマタネシステムソリューションズ代表取締役社長                                               |
| 岡 伸 浩   | 取 締 役                         | 弁護士（岡綜合法律事務所代表）<br>慶應義塾大学大学院法務研究科教授<br>花王株式会社 社外監査役<br>花王グループカスタマーマーケティング株式会社 監査役 |
| 仁 瓶 眞 平 | 取 締 役                         |                                                                                   |
| 松 本 裕 之 | 取 締 役                         |                                                                                   |
| 土 屋 修   | 取 締 役<br>(監 査 等 委 員)<br>(常 勤) |                                                                                   |
| 内 藤 潤   | 取 締 役<br>(監 査 等 委 員)          | 弁護士（長島・大野・常松法律事務所シニア・カウンセラー）<br>応用地質株式会社 社外監査役                                    |
| 太 田 律 子 | 取 締 役<br>(監 査 等 委 員)          | 税理士（太田律子税理士事務所）<br>ヨネックス株式会社 社外監査役                                                |

- (注) 1. 取締役の岡伸浩氏、仁瓶眞平氏、松本裕之氏、内藤潤氏及び太田律子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員3名のうち、土屋修氏が常勤の監査等委員に就任しております。当社は社内実務及び情報に精通した者が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、グループ会社役員等との意思疎通をはかり情報収集するとともに、経営会議等、社内の重要な会議に出席し、職務の執行状況の報告を受け、重要な決算書類の閲覧により業務及び財産の状況を調査し、社外監査等委員と協議することを通じて、監査等委員の監査機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 常勤監査等委員土屋修氏は、当社経理部長として経理業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員内藤潤氏は、弁護士の資格を有しており、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員太田律子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当事業年度中の役員の異動

就任

2023年6月21日開催の第124回定時株主総会において、土屋修氏、内藤潤氏及び太田律子氏が監査等委員である取締役就任しております。

退任

2023年6月21日開催の第124回定時株主総会終結のときをもって、一法師裕二氏が任期満了により、土屋修氏、内藤潤氏及び太田律子氏が監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役を退任しております。

7. 当事業年度中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

| 氏 名     | 変 更 前                                                               | 変 更 後                                                               | 異動年月日      |
|---------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------|
| 角 田 達 也 | 取締役副社長（代表取締役）<br>管理・不動産・情報担当<br>執行役員                                | 取締役副社長（代表取締役）<br>執行役員                                               | 2023年6月21日 |
| 鈴 木 康 道 | 取締役副社長（代表取締役）<br>物流・食品担当<br>執行役員                                    | 取締役副社長（代表取締役）<br>物流・食品担当<br>執行役員<br>株式会社ヤマタネシステムソリューションズ<br>代表取締役社長 | 2023年5月31日 |
| 鈴 木 康 道 | 取締役副社長（代表取締役）<br>物流・食品担当<br>執行役員<br>株式会社ヤマタネシステムソリューションズ<br>代表取締役社長 | 取締役副社長（代表取締役）<br>執行役員<br>株式会社ヤマタネシステムソリューションズ<br>代表取締役社長            | 2023年6月21日 |

8. 当事業年度後に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

| 氏 名     | 変 更 前                                                    | 変 更 後                                                | 異動年月日     |
|---------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------|
| 鈴 木 康 道 | 取締役副社長（代表取締役）<br>執行役員<br>株式会社ヤマタネシステムソリューションズ<br>代表取締役社長 | 取締役副社長（代表取締役）<br>執行役員<br>株式会社ヤマタネシステムソリューションズ<br>取締役 | 2024年4月1日 |

9. 社外取締役岡伸浩氏、仁瓶眞平氏、松本裕之氏及び太田律子氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定に基づき、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び一部を除く連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### イ. 役員報酬の基本的な考え方

当社の役員報酬については、持続的な企業価値向上をめざす当社役員の役割及び職責に相応しい報酬とすること、指名・報酬諮問委員会による審議を経ることにより客観性及び独立性を確保することを基本的な考え方としております。

#### ロ. 報酬の決定方法

当社の取締役の報酬は、株主総会決議により報酬総額を決定しております。また、「役員規程」において役員報酬については、「役員報酬規程」により定めることとしております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、代表取締役社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会においてその報酬案について審議し取締役会へ答申した後、取締役会で決定しております。監査等委員である取締役の報酬額は、「役員報酬規程」に定める標準報酬に基づき監査等委員の協議によって決定しております。

## ハ. 報酬の体系

- a. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、「役員報酬規程」において、定額である標準報酬部分と業績連動報酬部分、定性評価報酬部分、さらに、金銭報酬の中から一定の額を役員持株会を通じて自社株式購入に充当する部分の4区分としております。また、標準報酬額は役員の役位ごとに決定しております。業績連動報酬は標準報酬額の10％を限度とし、各担当の業績に応じて加算減算しております。会長、社長、副社長及び管理部門役員は連結経常利益をベースに、営業部門役員は担当部門の営業利益をベースに前年度業績と比較し一定割合を業績と連動して決定しております。定性評価報酬は標準報酬額の5％を限度とし、各担当の定性評価に応じて加算減算しております。また、役員持株会を通じた自社株式購入部分は、標準報酬額の7％程度とし、企業価値向上により株価向上をめざすインセンティブとしております。
- b. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、「役員報酬規程」に定める標準報酬に基づき、会社への貢献度等を総合的に勘案し決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給していません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできることとしております。
- c. 監査等委員である取締役の報酬については、「役員報酬規程」において定める標準報酬に基づき、監査等委員の協議により決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給していません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできることとしております。

### ② 取締役の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役会の個人別報酬については、代表取締役社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会がその報酬案と当該決定方針との整合性等も含めて審議した後、同委員会の答申内容を尊重して取締役会にて決定しておりますので、当該決定方針に沿うものと判断しております。

### ③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2023年6月21日開催の第124回定時株主総会において月額32百万円以内（うち社外取締役分6百万円）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年6月21日開催の第124回定時株主総会において月額5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項  
該当事項はありません。
- ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分                        | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |            |            | 対象となる役<br>員の員数<br>(人) |
|-----------------------------|-----------------|------------------|------------|------------|-----------------------|
|                             |                 | 標準報酬             | 定性評価<br>報酬 | 業績連動<br>報酬 |                       |
| 取締役 (監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 137<br>(21)     | 131<br>(21)      | 0<br>(-)   | 5<br>(-)   | 6<br>(3)              |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 23<br>(10)      | 23<br>(10)       | -<br>(-)   | -<br>(-)   | 3<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役)            | 9<br>(2)        | 9<br>(2)         | -<br>(-)   | -<br>(-)   | 4<br>(2)              |

(注) 業績連動報酬額の算定の基礎として連結経常利益の前年度比増減を採用しております。連結経常利益は、経営活動全般の利益を表すものであり、その前年度比は取締役の貢献度を計る指標として相応しいものと判断いたしました。

業績連動報酬額は、「連結経常利益前年度比」の増減により、標準報酬額の±10%の範囲で変動することとしております。2023年3月期の連結経常利益前年度比+31.9%をもとに算定した業績連動報酬額は、標準報酬額の+7.5%となっております。

なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1. (8) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

## (5) 社外取締役との関係

### ① 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

岡取締役が社外監査役を兼務する花王株式会社及び監査役を兼務する花王グループカスタマーマーケティング株式会社と当社間に特別な関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

岡取締役、仁瓶取締役及び松本取締役は当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、経験豊富な弁護士及び経営者の観点から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

### ② 社外取締役（監査等委員）に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

内藤取締役（監査等委員）が社外監査役を兼務する応用地質株式会社と当社間に特別な関係はありません。太田取締役（監査等委員）が社外監査役を兼務するヨネックス株式会社と当社間に特別な関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

内藤取締役（監査等委員）及び太田取締役（監査等委員）は当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

内藤取締役（監査等委員）及び太田取締役（監査等委員）は当事業年度に開催された監査役会4回及び監査等委員会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

また、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                            |       |
|--------------------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額                  | 51百万円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額             | 3百万円  |
| ③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の各報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、社債発行に際しコンフォートレター作成の対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、そのほか会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という。）及び当該体制の運用状況については以下のとおりであります。

### （１）当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、各部門からの報告等により、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認できる体制とする。
- ② 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備及び運用状況を含め、取締役及び使用人の職務執行の監査を行う。
- ③ 社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、行動規範、行動原則を制定する。
- ④ コンプライアンス推進委員会は、原則として、月１回以上開催し、活動内容については、定期的に取り締役会及び監査等委員会へ報告する。各部門においては、コンプライアンス推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、部門内での内部監査を実施する。
- ⑤ 組織を横断する各種委員会（コンプライアンス推進委員会、リスクマネジメント委員会、ＣＳ向上委員会、環境委員会、情報セキュリティ委員会、個人情報保護委員会）を設置し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ⑥ 内部監査部門は、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス推進委員会の実施状況を監査し、他の業務監査を含め定期的に取り締役会及び監査等委員会に監査の結果を報告する。
- ⑦ 内部監査部門は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改訂を行う。
- ⑧ 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスを顧問弁護士より受ける体制を構築する。
- ⑨ 「企業倫理ヘルプライン室」を設置し、内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

- ⑩ 反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い一切の関係を持たないことを基本方針とし、コンプライアンス・マニュアル及び行動原則において社内に周知徹底する。
- ⑪ 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、行動規範、行動原則を制定しています。毎月、コンプライアンス推進委員会を開催し、活動状況を確認しています。また、定例取締役会にて四半期毎に活動報告を行っています。各部門において、定期的なコンプライアンス研修を実施し、監査員監査による内部監査を実施しています。組織を横断する各種委員会を設置しリスクマネジメント委員会を中心に法令及び定款に適合する体制を構築しております。

内部監査部門は、各部門の監査時に業務監査と併せてコンプライアンス会議の実施状況を確認し、取締役会及び監査等委員会に監査の結果を報告しています。

「企業倫理ヘルプライン室」を設置し、企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程を制定しております。対象範囲をグループ会社のパートタイマー、アルバイト等を含む役職員とし、社内イントラにその内容を掲示するとともに各事業所の掲示板においても掲示を行い周知徹底を図っています。また、外部窓口も設置しております。

反社会的勢力に対する基本的な考え方及びその整備状況については、コンプライアンス・マニュアル及び行動原則において社内に周知し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書により公表しています。

財務報告に係る内部統制については、内部統制評価規程に基づき体制整備と運用状況の確認を実施し、内部統制報告書を提出しています。

## （２）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程に基づき適切に保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ② 文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書保存規程に定めるところによる。
- ③ 文書保存及び管理に係る事務に関しては、総務部長が所管する。

(当該体制の運用状況)

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程を整備し、適切に保存及び管理しています。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスをとりながら持続的成長による企業価値の向上をめざし、「リスクマネジメント方針」を制定し、取締役により構成される「リスクマネジメント委員会」を設置する。
- ② 「リスクマネジメント委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営にあたりとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ③ 各部門においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施等を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
- ④ クライシスマネジメントについては、大規模地震対策を制定し、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑤ 内部監査部門は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査等委員会へ報告をする。
- ⑥ 内部監査部門の監査により法令・定款違反その他の事由に基づく損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにリスクマネジメント委員会及び担当部門長に通報する体制を構築する。

#### (当該体制の運用状況)

当社では「リスクマネジメント方針」を制定し、「リスクマネジメント委員会」を設置しております。「リスクマネジメント委員会」は経営会議メンバーを中心に構成されており、全社的なリスクマネジメントを行っています。各部門において、中期経営計画策定時に3年間で想定されるリスクとその対応策について検討を行い、その実施状況について確認する体制としています。大規模地震を全社共通の主要リスクと考え、大規模地震対策及び事業継続計画を策定するとともに、定期的にリスクサーベイを実施し、リスク分析を行っています。新型コロナウイルス感染症の拡大に対しても、感染拡大を予防するための対応策を実施してまいりました。また、グループ各部門で発生した事故・トラブル等をリスクマネジメント報告書としてとりまとめ、取締役会で報告し、改善策や予防策について継続的に検討を行い、対応策を実施しています。

内部監査部門は全部門の業務監査を行い、リスク管理状況と併せて社長あてに監査報告書を提出し、取締役会、経営会議及び監査等委員会へ定期的に報告を行っています。

#### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営理念、経営方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
- ③ 取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回、取締役会を開催する。また、常勤取締役及び執行役員を以って構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な課題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
- ④ 取締役会の決定による業務執行については、組織規程（業務分掌）及び職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。

(当該体制の運用状況)

経営理念、経営方針に基づいた年度計画及び中期計画を策定し、その内容を開示しています。月次で予算と実績を対比して差異を分析し、半期毎にマネジメントレビューを実施しています。年度計画策定にあたっては、グループ各社、各部門で統一した計画策定のガイドラインに基づき、マネジメントレビューを踏まえて課題の見直しを行い、年度計画に反映する形としています。取締役会は毎月定例に開催され、取締役会規程に基づいた議題が付議されています。経営会議は原則毎週開催され、経営方針その他重要な議題を審議し、業務を速やかに執行しています。

また、社内組織に関しては、経営環境の変化に対応して機構改革を実施しています。

#### (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社（以下「グループ各社」という。）は、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展をめざす。
- ② グループ各社の内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
- ③ グループ各社の代表取締役等で構成されるグループ経営会議にて情報交換を行い、グループ連結経営の円滑な運営と堅実な発展をめざす。
- ④ グループ各社の代表取締役は、各社の内部統制システム運用の権限と責任を負う。

(当該体制の運用状況)

「信は万事の本を為す」の理念の下、パーパスを重視した経営により、グループ各社の発展をめざしております。子会社は当社の内部統制システムを参考に内部統制システムを構築しており、グループ総務部長会等により、グループ会社間における情報の伝達が行われる体制を構築しています。また、グループ経営会議は定期的に開催され、グループ連結経営に係る予算の内容や業務状況等についての情報交換を行っています。

#### イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の取締役に、重要な人事、資産の取得・譲渡、毎月の業務実績、取締役会議題その他経営上の重要事項について、グループ経営会議等において定期的に当社へ報告させるものとする。また、当社は、グループ各社において重要な検討事項が生じた場合には、グループ各社を横断した委員会を設置するなどして、検討を行う。

(当該体制の運用状況)

子会社の取締役は、グループ経営会議等において、子会社の経営上の重要事項等について報告しています。

#### ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定し、当社リスクマネジメント委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたりとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ② 子会社は、当社リスクマネジメント委員会が定める方法を参考の上、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスクマネジメント委員会へ報告する。

(当該体制の運用状況)

当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定しており、当社のリスクマネジメント委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたっています。子会社のリスク管理状況については、当社の子会社兼任役員により確認され、経営会議等で報告されています。また、グループ各部門で発生した事故・トラブル等をリスクマネジメント報告書としてとりまとめ、取締役会で報告し、改善策や予防策について検討を行っています。

## ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの経営理念、経営方針に基づき、グループ各社の事業遂行のためのグループ年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 当社は、子会社に、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（前記(4)）に準拠した体制を構築させる。

(当該体制の運用状況)

当社グループの経営理念、経営方針に基づき、グループ全体の年度計画及び中期計画を策定しています。子会社においても、月次で予算と実績を対比して差異を分析し、半期毎にマネジメントレビューを実施しています。年度計画策定にあたっては、グループ各社、各部門で統一した計画策定のガイドラインに基づき、マネジメントレビューを踏まえて課題の見直しを行い、年度計画に反映する形としています。子会社の取締役会は毎月定例に開催され、取締役会規則に基づいた議題が付議されています。

## 二. 子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社コンプライアンス・マニュアルを子会社にも適用させるものとする。
- ② 当社の監査等委員会及び内部監査部門は必要に応じて子会社の監査を実施する。
- ③ 当社は、子会社が当社からの経営管理・経営指導について、その内容が法令違反やコンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社に、当社の内部監査部門又は当社の監査等委員会へ報告させることとする。
- ④ 当社の常勤監査等委員は定期的にグループ監査役会を開催し、子会社の監査役と意見交換を行う。
- ⑤ 当社の「企業倫理ヘルプライン室」は、グループ各社の内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

子会社では、当社のコンプライアンス・マニュアルを参考に運用しています。当社の監査等委員会は、必要に応じて、子会社の監査を実施し、内部監査部門は全ての子会社の業務監査を実施しています。当社の「企業倫理ヘルプライン室」の利用対象をグループ会社まで拡大し、その旨グループ会社の役職員に周知徹底しています。

**(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に関する事項**

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会と協議の上、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の中から監査等委員会補助者を1名以上配置することとする。

（当該体制の運用状況）

該当ありません。

**(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の当社の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会が指示した補助業務については、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その独立性を確保する。また監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査等委員会の同意を必要とし、取締役からの独立を確保するものとする。

（当該体制の運用状況）

該当ありません。

**(8) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から命じられた職務に関しては、取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

（当該体制の運用状況）

該当ありません。

## (9) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

### イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、下記の事項について、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
  - i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
  - ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
  - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の監査等委員会の定めるところに従い、その要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ③ 当社の監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会へ出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

#### (当該体制の運用状況)

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。監査等委員は、取締役会、経営会議、各種委員会に出席し、重要事項についての報告を受け、出席しなかった会議は、随時議事録を閲覧し、必要に応じて質問を行い、内容を確認しています。

### ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ① 子会社の全ての役員及び従業員（以下「役職員」という。）は、下記の事項について、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
  - i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
  - ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
  - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ② 子会社の役職員は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

#### (当該体制の運用状況)

子会社の役職員は、当社の監査等委員会の監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。

#### (10) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社コンプライアンス・マニュアルに明記するとともに、グループ各社の役職員に周知徹底する。

(当該体制の運用状況)

当社は、当社の監査等委員会へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプライアンス・マニュアルに明記しています。また、グループ総務部長会等において、趣旨説明を行い、グループ各社の役職員への周知徹底を図っています。

#### (11) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(当該体制の運用状況)

監査等委員の職務の執行について生じる費用について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理しています。また、監査等委員の職務の執行について生ずる費用について、一定額の予算を設けています。

## (12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役は、当社の監査等委員会と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図るものとする。
- ② 当社の監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
- ③ 当社の監査等委員会は、当社の監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況の監査を行う。
- ④ 当社の監査等委員会は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携し監査業務の執行にあたる。

(当該体制の運用状況)

監査等委員会は代表取締役社長と定期的に懇談会を行い、会社運営を中心に意見交換を行っています。また、会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果について定期報告を受けるほか、適宜、監査状況を聴取し、内部監査部門から随時、監査報告を受け、意見交換を行っています。監査等委員は、各種会議、委員会への出席及び各部門への往査を通じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行全般を監査しています。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、従来から中長期的な視点に立って事業収益の拡大と財務体質の強化を図りながら、株主の皆様への安定配当の継続を基本方針としております。また、内部留保資金は設備投資及び財務体質強化のための借入金返済資金に充当することとしております。

〔当期及び次期の剰余金の配当について〕

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。また、2024年の創業100周年に向けて、安定配当の基本方針を維持しながら株主の皆様への利益還元を強化するため、段階的に増配していく「累進配当」を行うこととしてまいりました。

このような方針のもと、2024年5月16日取締役会決議により、当事業年度末日（2024年3月31日）を基準日とする年間配当金を前事業年度の1株当たり56円00銭から9円00銭増配し65円00銭とさせていただきました。なお、2023年12月1日に中間配当として1株当たり25円を実施しており、期末配当40円については支払開始日（効力発生日）を2024年6月4日（火曜日）からとさせていただきます。

また、次期の配当金につきましては、上記方針のもと中期経営計画の最終財務目標である配当性向35%以上を踏まえ、中間配当金1株当たり40円00銭、期末配当金1株当たり50円00銭の年間配当金1株当たり90円00銭を予定しております。

~~~~~  
本事業報告では、金額については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	22,472	流動負債	21,355
現金及び預金	6,348	営業未払金	5,063
受取手形、売掛金及び契約資産	9,146	短期借入金	5,800
リース投資資産	3,791	一年以内に返済予定の長期借入金	5,375
棚卸資産	2,331	一年以内に償還予定の社債	1,938
その他	944	未払法人税等	673
貸倒引当金	△90	その他	2,503
固定資産	131,127	固定負債	76,325
有形固定資産	94,337	社債	18,409
建物及び構築物	28,292	長期借入金	39,024
土地	55,513	再評価に係る繰延税金負債	4,823
建設仮勘定	2,664	繰延税金負債	4,650
その他	7,866	退職給付に係る負債	1,706
無形固定資産	11,347	資産除去債務	2,478
のれん	9,123	その他	5,232
顧客関連資産	1,036	負債合計	97,680
その他	1,186	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	25,442	株主資本	37,667
投資有価証券	23,408	資本金	10,555
繰延税金資産	97	資本剰余金	3,747
その他	1,990	利益剰余金	25,826
貸倒引当金	△53	自己株式	△2,462
繰延資産	87	その他の包括利益累計額	14,096
社債発行費	87	その他有価証券評価差額金	11,192
		繰延ヘッジ損益	42
		土地再評価差額金	2,872
		退職給付に係る調整累計額	△11
		非支配株主持分	4,241
		純資産合計	56,006
資産合計	153,687	負債及び純資産合計	153,687

連結損益計算書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額
I. 営業収益	64,512
II. 営業原価	55,874
営業総利益	8,637
III. 販売費及び一般管理費	5,148
営業利益	3,489
IV. 営業外収益	674
受取利息	0
受取配当金	519
補助金収入	107
その他	46
V. 営業外費用	978
支払利息	552
シンジケートローン手数料	352
社債発行費償却	50
その他	22
経常利益	3,184
VI. 特別利益	1,479
固定資産売却益	1,239
投資有価証券売却益	234
補助金収入	6
VII. 特別損失	224
固定資産除却損	146
減損損失	57
貸倒損失	13
固定資産圧縮損	6
税金等調整前当期純利益	4,439
法人税、住民税及び事業税	1,280
法人税等調整額	56
当期純利益	3,103
非支配株主に帰属する当期純利益	660
親会社株主に帰属する当期純利益	2,442

連結株主資本等変動計算書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023 年 4 月 1 日 残 高	10,555	3,747	23,961	△2,235	36,030
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△578		△578
親会社株主に帰属する当期純利益			2,442		2,442
自 己 株 式 の 取 得				△226	△226
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計			1,864	△226	1,637
2024 年 3 月 31 日 残 高	10,555	3,747	25,826	△2,462	37,667

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差 額 金	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2023 年 4 月 1 日 残 高	5,711	9	2,872	△12	8,581	3,266	47,878
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△578
親会社株主に帰属する当期純利益							2,442
自 己 株 式 の 取 得							△226
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	5,481	32		0	5,515	975	6,490
連結会計年度中の変動額合計	5,481	32		0	5,515	975	8,127
2024 年 3 月 31 日 残 高	11,192	42	2,872	△11	14,096	4,241	56,006

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

(株)ヤマタネロジスティクス、(株)シンヨウ・ロジ、(株)ヤマタネロジワークス、(株)ショクカイ、(株)ヤマタネシステムソリューションズ、山種不動産(株)、(株)ヤマタネエクスパート

(株)ショクカイは2023年10月2日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

(2) 非連結子会社

該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

該当する会社はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ショクカイの決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ② デリバティブ
時価法により評価しております。
 - ③ 棚卸資産
通常の販売目的で保有する棚卸資産
主として個別法または移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、当社においては賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 2～60年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（20年間）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- (3) 繰延資産の処理方法
- 社債発行費
社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利借入金

③ ヘッジ方針

個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 収益の計上基準

i. 国内物流に係る収益

国内物流においては、履行義務は倉庫業務における保管・入出庫作業・流通加工及び配送業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保管数・作業数・輸送重量等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

ii. 国際物流に係る収益

国際物流においては、履行義務は輸出入におけるコンテナの通関等を請負う港運通関業務及び海外赴任等の引越を請負う海外引越業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。港運通関業務においては申告手数料や運賃等に基づくアウトプット法にて収益を認識し、海外引越業務においては経過日数による進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。なお、コンテナヤードで発生するターミナルハンドリングチャージに係る収益は、手数料を純額で収益として認識しております。また、代理店に支払う仲介手数料等を顧客に支払われる対価として取引価格から減額しております。

iii. 玄米卸売販売・精米卸売販売に係る収益

玄米卸売販売・精米卸売販売においては、履行義務は卸売、搗精・加工作業等を通じた精米・無洗米・玄米等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。なお、搗精作業の請負業務については、作業料を純額として収益を認識しております。また、リベート等の顧客に支払われる対価については取引価格から減額しており、そのうち販売数量等により顧客に支払われる対価が変動するものについては、過去の実績に基づく最頻値法を用いて変動部分の額を見積もり取引価格から減額しております。

iv. 加工食品卸売販売に係る収益

加工食品卸売販売においては、履行義務は卸売を通じた冷凍食品を中心とした加工食品等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。

v. システム開発、保守等に係る収益

システム開発においては、履行義務はソフトウェア制作の提供であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、原価比例法などによる進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

システム保守においては、履行義務は保守サービスの提供であり、人数等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

vi. 棚卸支援機器レンタルに係る収益

棚卸支援機器レンタルにおいては、履行義務は棚卸機器を賃貸し、顧客の実施した棚卸データを提供することであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、台数及び日数に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、定額法によっております。償却期間については、株式会社シンヨウ・ロジは5年、株式会社ショクカイは15年と子会社ごとに決定しております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 57百万円 有形及び無形固定資産（のれんを除く） 96,560百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社における減損会計の適用に当たっては、主としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候は、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、時価が著しく下落した場合、事業の廃止、再編など重要な意思決定がされた場合等に、兆候があると判断しております。

減損の認識については、減損の兆候があると判断した資産グループの利益計画等に基づく回収期間における割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たない場合に減損損失の計上が必要と判断し、その測定については、減損を認識した資産グループの回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）と帳簿価額の差額を減損損失としております。

減損の兆候判定における市場価格は、主に社外の不動産鑑定士の評価を、また、減損の認識判定における割引前将来キャッシュ・フローは、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づく将来時点における正味売却価額をもとに見積もっております。

② 主要な仮定

市場価格及び割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、還元利回り・割引率、比準価格であります。還元利回り・割引率は個々の事業用物件の特性を踏まえて算定しており、2.7%～19.3%としております。比準価格は取引事例をもとに算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である還元利回り・割引率、比準価格の短期的な変動リスクは低いと見込んでいるため、翌連結会計年度に重要な減損損失が発生する可能性は低いと考えておりますが、資産グループの使用範囲・方法の変化があった場合は、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん 9,123百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、取得価額と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

また、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていません。

当社は、2023年10月2日付で株式会社ショクカイ（以下、「ショクカイ」という。）の株式を取得し、連結子会社とした際にのれんが発生しております。当社は、取得にあたりショクカイの将来の事業計画及び当該事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りが合理的であることを検討し、将来キャッシュ・フローを割引現在価値に割り引く評価技法（以下「DCF法」という。）で算定される株式価値に基づいて取得価額の合理性を評価しております。当該事業計画の策定には将来の売上高成長率の予測、売上総利益率の予測、その基礎となる人員計画及び人件費の増加予測など、利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく将来の見積りが含まれます。当該事業計画は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際のショクカイの業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度において、減損損失を計上する可能性があります。

Ⅲ. 追加情報

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式を処分することを決議いたしました。

(1) 処分の目的及び理由

2023年10月20日開催の当社取締役会において、当社及び当社子会社の社員が、当社株式を所有することにより、株主や投資家の皆さまと同じ視点で考える経営参画意識を醸成し、持続的な企業価値の向上への取り組みが当社株式の長期的な株価上昇に繋がり、延いては経済的な利益も享受できるようにすることを目的として、当社及び当社子会社の社員に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入することを決議したことによるものです。

(2) 処分の概要

①処分期日	2024年7月3日
②処分する株式の種類及び数	当社普通株式 100,000株
③処分価額	1株につき2,479円
④処分総額	247,900,000円
⑤処分方法	譲渡制限付株式を割り当てる方法
⑥処分予定先	当社及び当社子会社の社員 1,000名 100,000株

IV. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 39,889百万円 |
| 2. 棚卸資産の内訳 | |
| 商品及び製品 | 1,884百万円 |
| 仕掛品 | 52 |
| 原材料及び貯蔵品 | 394 |
| 3. 担保に供している資産及び対応する債務 | |
| (1) 担保に供している資産 | |
| リース投資資産 | 3,261百万円 |
| 投資有価証券 | 14,640 |
| 土地 | 35,218 |
| 建物及び構築物 | 19,704 |
| 自己株式 | 125 |
| (2) 対応する債務 | |
| 長期借入金 | 29,409百万円 |
| 上記債務の他に、社債に対する銀行保証1,540百万円があります。 | |
| 4. 事業用土地の再評価に関する事項 | |
| 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 | |
| (1) 再評価の方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法のほか、一部の土地については同施行令第2条第3号に定める算定方法により算定しております。 | |
| (2) 再評価を行った年月日 | |
| 当社：2000年3月31日 | 山種不動産㈱：2001年3月31日 |
| 5. 圧縮記帳に関する事項 | |
| 建物、構築物、機械装置及び器具備品の取得価額から建設補助金等相当額152百万円を圧縮記帳しております。 | |

V. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失（百万円）
山種不動産株式会社 （東京都中央区）	賃貸用不動産	建物及び構築物	12
株式会社ヤマタネ （東京都江東区）	自社利用システム	長期前払費用	44

当社グループは、資産のグルーピングに際し、主に管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。なお、将来の使用が見込まれない資産については個々の物件単位で、処分予定のグルーピングとしております。

賃貸用不動産につきましては、解体撤去工事の決定に伴い、事業の用に供されなくなることが見込まれるため帳簿価額を正味売却価額である備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失（12百万円）として特別損失に計上しております。

港運通関部の自社利用システムにつきましては、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、短期的な回復が見込まれないため、帳簿価額を正味売却価額である備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失（44百万円）として特別損失に計上しております。

Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結 会計年度期首	増 加	減 少	当連結 会計年度末
発 行 済 株 式	普通株式（千株）	11,344	—	—	11,344
自 己 株 式	普通株式（千株）	1,021	100	—	1,121

(注) 自己株式の増加は、市場買付による増加100千株及び単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2023年5月19日 取締役会	普通株式	320	31	2023年3月31日	2023年6月5日
2023年10月20日 取締役会	普通株式	258	25	2023年9月30日	2023年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金 の総額 (百万円)	配当金 の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月16日 取締役会	普通株式	408	利益剰余金	40	2024年3月31日	2024年6月4日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全確実を基本方針として、主として短期的な預金または安全性の高い株式等に限定しております。また、資金調達については銀行借入及び社債発行によっております。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために必要な範囲で金利スワップ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、期日管理や残高管理を定期的に行い、取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である営業未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資を目的とした資金調達であります。長期借入金の一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、必要な範囲でデリバティブ取引（金利スワップ取引）によりヘッジしております。

営業債務、借入金及び社債は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次ベースでの資金繰計画を作成するなどの方法により当該リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当社の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) リース投資資産	3,791	3,556	△234
(2) 投資有価証券 其他有価証券	20,112	20,112	－
資産計	23,903	23,668	△234
(3) 長期借入金	44,400	44,012	△387
(4) 社債	20,347	20,351	4
負債計	64,747	64,363	△383
(5) デリバティブ取引	87	87	－

（※ 1）「現金及び預金」については、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。「受取手形、売掛金及び契約資産」、「営業未払金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（※ 2）非上場株式（連結貸借対照表計上額 755百万円）及び匿名組合出資金（連結貸借対照表計上額 2,540百万円）は、「(2) その他有価証券」には含めておりません。

（※ 3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、()で示しております。

（注 1）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,348	－	－	－
受取手形、売掛金及び契約資産	9,146	－	－	－
リース投資資産	371	1,487	1,858	5,671
合計	15,866	1,487	1,858	5,671

（注）リース投資資産については、リース料債権部分の償還予定額を記載しております。

(注2) 長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,800	—	—	—	—	—
長期借入金	5,375	8,195	3,790	1,996	2,431	22,609
社債	1,938	10,979	7,107	107	107	107
合計	13,114	19,175	10,898	2,103	2,539	22,716

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	20,112	—	—	20,112
デリバティブ取引	—	87	—	87
資産計	20,112	87	—	20,199

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	—	3,556	3,556
資産計	—	—	3,556	3,556
長期借入金	—	44,012	—	44,012
社債	—	20,351	—	20,351
負債計	—	64,363	—	64,363

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

（1）リース投資資産

元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、レベル3に分類しております。

（2）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル1に分類しております。

（3）長期借入金（一年以内に返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額（＊）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについてはレベル2に分類しております。

（＊）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記（5）参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

（4）社債（一年以内に償還予定の社債を含む）

当社グループの発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格に基づき算定し、市場価格のない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについてはレベル2に分類しております。

（5）デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（3）参照）。

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設及び賃貸倉庫を所有しております。なお、賃貸オフィスビル及び賃貸倉庫の一部については、当社及び一部の子会社を使用しているため、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

用 途	連結貸借対照表 計上額	時 価
賃貸等不動産	42,373	68,247
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	22,501	29,474

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 5,063円89銭

2. 1株当たり当期純利益 237円50銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 2,442百万円

普通株主に帰属しない金額 ー百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 2,442百万円

普通株式の期中平均株式数 10,284,889株

X. 企業結合に関する注記

(企業結合等関係)

株式取得による企業結合

当社は、2023年8月29日開催の臨時取締役会において、株式会社ショクカイ（以下、「ショクカイ」という。）の全株式を取得し子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2023年10月2日に全株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ショクカイ

事業の内容 食品及び同原料、加工食品の輸入及び販売

②企業結合を行った主な理由

当社グループは、長期ビジョン「ヤマタネ2031ビジョン」において「物流と食の流通を通じ、より豊かな社会づくりにチャレンジしていく」というビジョンを掲げ、社会的価値と経済的価値の両立を図ることを目指しております。この取り組みの中で、食の安定供給ソリューションと循環資源ソリューションの提供を「チャレンジ領域」と定め、簡便化志向に対応した加工食品の提供や食品ロスへの対応等について検討してまいりました。

ショクカイは冷凍食品を中心とした弁当給食向け業務用食品の卸売事業では業界トップシェアを誇り、食品メーカー等との強固な仕入基盤、顧客ニーズに対応した商品開発力に加え、効率的な物流の実現により価格競争力のある商品を北海道から九州・沖縄まで多くの取引先へ安定的に供給しております。また、食材の仕入では食品ロスの削減に積極的に取り組んでおります。さらに、周辺領域における事業強化・拡大を目指し、高価格帯商品の開発やデリカ事業の強化、食材宅配事業向けの冷凍弁当・ミールキット向け食材等の取扱い拡大に取り組んでおります。

この度、ショクカイへの資本参加を行うことにより、当社グループでは、新たなソリューションの実現が可能となり、食品セグメントで掲げている「産地の続くを支える」においても、ショクカイのもつ全国の販売網は大きく貢献できるものと考えております。また、ショクカイのデリカ事業においては、当社の取引先である量販店等の事業の強化、拡大に資するサービスを提供できるものと期待しております。両社が相互に持つ経営資源を最大限に活かし、それぞれの事業領域の拡大とサプライチェーンの強化に取り組むことで、当社グループの目指すバリューである「社会に安心と安全、効率性を提供する」の実現を図り、地域社会や地球環境を含む全てのステークホルダーに対し長期的な価値を創出してまいります。

③企業結合日

株式取得日2023年10月2日

みなし取得日2023年10月1日

- ④企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
 - ⑤結合後企業の名称
変更はありません。
 - ⑥取得した議決権比率
100%
 - ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が、現金を対価とする株式取得により議決権の100%を取得することによるものであります。
2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間
2023年10月1日から2024年3月31日
3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 7,271百万円 |
| 取得原価 | | 7,271百万円 |
4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 95百万円
5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ①発生したのれん
9,209百万円
なお、のれんは、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算出された金額であります。
 - ②発生原因
今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。
 - ③償却方法及び償却期間
15年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,467 百万円
固定資産	189 百万円
資産合計	4,657 百万円
流動負債	3,051 百万円
固定負債	3,543 百万円
負債合計	6,595 百万円

なお、資産及び負債の金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算出された金額であります。

7. 企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

営業収益	9,036 百万円
営業利益	304 百万円
経常利益	280 百万円
税金等調整前当期純利益	280 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	77 百万円
1株当たり当期純利益	7.50 円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始日の日に完了したと仮定し、被取得企業の2023年4月1日から2023年9月30日における損益計算書を元に算出した営業収益と損益情報に、のれんの償却を見込んだ金額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

XI. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	物流関連	食品関連	情報関連	不動産関連	合計
国内物流	19,855				19,855
国際物流	3,001				3,001
玄米卸売販売		5,130			5,130
精米卸売販売		19,109			19,109
加工食品卸売販売		8,831			8,831
システム開発、保守等			1,565		1,565
棚卸支援機器レンタル			151		151
その他	184	1,054	17	115	1,371
顧客との契約から生じる収益	23,041	34,126	1,735	115	59,018
その他の収益	1,359	17		4,117	5,493
外部顧客への売上高	24,401	34,143	1,735	4,232	64,512

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「I.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	6,238	8,800
契約資産	4	10

契約資産は、期末時点で履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した未請求のシステム開発に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

計算書類

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,000	流動負債	12,067
現金及び預金	2,396	営業未払金	2,601
受取手形	449	短期借入金	5,800
営業未収金	5,608	一年以内に返済予定の長期借入金	2,008
商品及び製品	184	一年以内に償還予定の社債	290
仕掛品	52	リース債務	93
原材料及び貯蔵品	392	未払金	239
前払費用	250	未払費用	341
短期貸付金	772	未払法人税等	279
その他	1,005	前受金	256
貸倒引当金	△112	その他	156
固定資産	96,139	固定負債	52,714
有形固定資産	56,401	社債	17,872
建物	14,478	長期借入金	25,461
構築物	1,018	リース債務	83
機械装置	1,840	再評価に係る繰延税金負債	1,134
車両運搬具	61	繰延税金負債	2,745
器具備品	4,889	退職給付引当金	919
土地	31,174	受入保証金	1,396
リース資産	285	資産除去債務	2,043
建設仮勘定	2,653	その他	1,058
無形固定資産	1,085	負債合計	64,781
借地権	812	純 資 産 の 部	
その他	273	株主資本	32,453
投資その他の資産	38,652	資本金	10,555
投資有価証券	13,886	資本剰余金	3,775
関係会社株式	13,153	資本準備金	3,775
長期貸付金	9,933	利益剰余金	19,442
その他	1,966	利益準備金	2,041
貸倒引当金	△288	その他利益剰余金	17,400
繰延資産	66	別途積立金	1,000
社債発行費	66	固定資産圧縮積立金	346
		繰越利益剰余金	16,054
		自己株式	△1,320
		評価・換算差額等	9,970
		その他有価証券評価差額金	7,920
		土地再評価差額金	2,049
		純資産合計	42,424
資産合計	107,206	負債及び純資産合計	107,206

損 益 計 算 書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額
I. 営業収益	47,844
物流部門収益	21,762
食品部門収益	25,052
その他事業部門収益	1,029
II. 営業原価	42,718
荷役作業費	10,994
賃借料	2,666
人件費	1,715
租税公課	401
減価償却費	1,180
商品原価	22,359
その他	3,401
営業総利益	5,126
III. 販売費及び一般管理費	4,060
営業利益	1,066
IV. 営業外収益	714
受取利息	82
受取配当金	490
その他	141
V. 営業外費用	731
支払利息	334
その他	397
経常利益	1,049
VI. 特別利益	754
固定資産売却益	519
投資有価証券売却益	235
VII. 特別損失	204
固定資産除却損	145
貸倒損失	13
減損損失	44
税引前当期純利益	1,600
法人税、住民税及び事業税	423
法人税等調整額	27
当期純利益	1,149

株主資本等変動計算書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰 余 金					自己 株式	株主 資本 合計
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		
				固 定 資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金			
2023 年 4 月 1 日 残 高	10,555	3,775	2,041	－	1,000	15,828	18,870	△1,093	32,108
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△578	△578		△578
当 期 純 利 益						1,149	1,149		1,149
固定資産圧縮積立金の積立				348		△348	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩				△2		2	－		－
自 己 株 式 の 取 得								△226	△226
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計				346		225	571	△226	344
2024 年 3 月 31 日 残 高	10,555	3,775	2,041	346	1,000	16,054	19,442	△1,320	32,453

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2023年4月1日残高	4,021	2,049	6,071	38,179
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△578
当期純利益				1,149
固定資産圧縮積立金の積立				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
自己株式の取得				△226
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	3,899		3,899	3,899
事業年度中の変動額合計	3,899		3,899	4,244
2024年3月31日残高	7,920	2,049	9,970	42,424

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ：時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産…個別法

商品及び製品…個別法又は移動平均法

仕 掛 品…個別法

原 材 料…個別法

貯 蔵 品…個別法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- 5. 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- 6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理することとしております。
- 7. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：変動金利借入金

- (3) ヘッジ方針
個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
8. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 国内物流に係る収益

国内物流においては、履行義務は倉庫業務における保管・入出庫作業・流通加工及び配送業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保管数・作業数・輸送重量等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

(2) 国際物流に係る収益

国際物流においては、履行義務は輸出入におけるコンテナの通関等を請負う港運通関業務及び海外赴任等の引越を請負う海外引越業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。港運通関業務においては申告手数料や運賃等に基づくアウトプット法にて収益を認識し、海外引越業務においては経過日数による進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。なお、コンテナヤードで発生するターミナルハンドリングチャージに係る収益は、手数料を純額で収益として認識しております。また、代理店に支払う仲介手数料等を顧客に支払われる対価として取引価格から減額しております。

(3) 玄米卸売販売・精米卸売販売に係る収益

玄米卸売販売・精米卸売販売においては、履行義務は卸売、搗精・加工作業等を通じた精米・無洗米・玄米等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。なお、搗精作業の請負業務については、作業料を純額として収益を認識しております。また、リベート等の顧客に支払われる対価については取引価格から減額しており、そのうち販売数量等により顧客に支払われる対価が変動するものについては、過去の実績に基づく最頻値法を用いて変動部分の額を見積もり取引価格から減額しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

II. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「固定資産売却益」は重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 44百万円 有形及び無形固定資産 57,487百万円
- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当社における減損会計の適用に当たっては、主としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候は、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、時価が著しく下落した場合、事業の廃止、再編など重要な意思決定がされた場合等に、兆候があると判断しております。

減損の認識については、減損の兆候があると判断した資産グループの利益計画等に基づく回収期間における割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たない場合に減損損失の計上が必要と判断し、その測定については、減損を認識した資産グループの回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）と帳簿価額の差額を減損損失としております。

減損の兆候判定における市場価格は、主に社外の不動産鑑定士の評価を、また、減損の認識判定における割引前将来キャッシュ・フローは、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づく将来時点における正味売却価額をもとに見積もっております。

②主要な仮定

市場価格及び割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、還元利回り・割引率、比準価格であります。還元利回り・割引率は個々の事業用物件の特性を踏まえて算定しており、3.3%～19.3%としております。比準価格は取引事例をもとに算定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である還元利回り・割引率、比準価格の短期的な変動リスクは低いと見込んでいるため、翌事業年度に重要な減損損失が発生する可能性は低いと考えておりますが、資産グループの使用範囲・方法の変化があった場合は、翌事業年度に減損損失が発生する可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	815百万円
長期金銭債権	11,047
短期金銭債務	910
長期金銭債務	88

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,765百万円

3. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産

投資有価証券	10,645百万円
土地	17,468
建物	9,154
自己株式	125

その他、他社の所有不動産（土地2,150百万円、建物403百万円）を担保に差入れています。

上記に対応する債務

長期借入金	15,004百万円
-------	-----------

4. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法に基づき、標準地の公示価格に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日…2000年3月31日

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	312百万円
仕入高	9,024
その他の営業取引高	574
営業取引以外の取引高	243

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,021	100	—	1,121

（注1）自己株式の増加は、市場買付による増加100千株及び単元未満株式の買取りによる増加であります。

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別内訳

繰延税金資産

未払役員退職慰労金	5百万円
退職給付引当金	308
未払賞与	70
減価償却限度超過額	155
未払事業所得税	13
未払事業税	29
貸倒引当金繰入限度超過額	122
減損損失累計額	331
資産除去債務	648
棚卸資産評価損	1
その他	95
繰延税金資産小計	1,782
評価性引当額	△506
繰延税金資産合計	1,276

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△419
固定資産圧縮積立金	△106
その他有価証券評価差額	△3,495
繰延税金負債合計	△4,021
繰延税金資産の純額	△2,745

再評価に係る繰延税金資産

土地の再評価に係る繰延税金資産	159
評価性引当額	△159
再評価に係る繰延税金資産計	—
再評価に係る繰延税金負債	
土地の再評価に係る繰延税金負債	△1,134
再評価に係る繰延税金負債計	△1,134
再評価に係る繰延税金負債純額	△1,134

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円未満切捨)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ヤマタネロジスティクス	所有 直接 100%	当社の貨物運送取扱業務委託	運送業務等の委託(注1)	5,651	営業未払金	607
				資金の貸付(注2)	70	短期貸付金	664
				貸付金の利息(注2)	5		
	(株)ショクカイ	所有 直接 100%	当社と連携し食品卸売業務の運営	資金の貸付(注2)	3,277	流動資産その他	345
				貸付金の利息(注2)	18	長期貸付金	2,932
	山種不動産(株)	所有 直接 69.5%	当社と連携し不動産の販売・賃貸・管理等の業務を運営	資金の貸付(注2)	230	流動資産その他	182
				貸付金の利息(注2)	56	長期貸付金	6,998

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引価格については、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。

(注2) 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 4,150円13銭

2. 1株当たり当期純利益 111円81銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益 1,149百万円

普通株主に帰属しない金額 —

普通株式に係る当期純利益 1,149百万円

普通株式の期中平均株式数 10,284,889株

X. 企業結合に関する注記

連結注記表「企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 ヤ マ タ ネ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 亮 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 沼 健 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマタネの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマタネ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 ヤマタネ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉田 亮一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大沼 健二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマタネの2023年4月1日から2024年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第125期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社ヤマタネ 監査等委員会
常勤監査等委員 土 屋 修 ㊞
監査等委員 内 藤 潤 ㊞
監査等委員 太 田 律 子 ㊞

（注）監査等委員内藤潤及び太田律子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 HALL&CONFERENCE
電話 (03) 6231-0567



<交通のご案内>

- 地下鉄 東京メトロ東西線・日比谷線
「茅場町」駅 11番出口直結
- 東京メトロ銀座線・東西線、都営浅草線
「日本橋」駅 D2出口 徒歩2分
- 東京メトロ丸ノ内線
「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分
- JR線 JR線
「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分

※会場には駐車場のご用意がございませんので、ご了承ください。

